

熊警第582号
令和6年6月3日

「熊本県警察職員の勤務時間等に関する訓令の運用について（通達）」の一部改正
について（通達）

熊本県警察職員の勤務時間等については、熊本県警察職員の勤務時間等に関する訓令（平成13年熊本県警察本部訓令甲第6号）、「熊本県警察職員の勤務時間等に関する訓令の運用について（通達）」（平成13年3月21日付け熊警第1070号）等の規定により必要な事項を定めているところ、今般、三交替制勤務に係る公務能率の向上を図る観点から、同通達を別紙1のとおり一部改正し、令和6年6月3日から施行することとした。

また、前記一部改正に伴い、「熊本県警察の被留置者の留置に関する訓令の運用について（通達）」（平成19年9月28日付け熊警第1137号）を別紙2のとおり一部改正することとした。

各位にあっては、運用上誤りのないようにされたい。

別紙 1

「熊本県警察職員の勤務時間等に関する訓令の運用について（通達）」新旧対照表

（下線部は、改正箇所を示す。）

新	旧
<p>第 1 特別勤務職員の週休日及び勤務時間の割振り</p> <p>1 割振り等の要領</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 勤務時間</p> <p>ア 当番勤務以外の勤務を割り振る日 当番勤務以外の勤務を割り振る日の勤務時間は、通常勤務職員の始業の時刻（訓令第 2 条第 1 項ただし書の規定により勤務時間を割り振る場合における始業の時刻を含む。）<u>から起算して</u>割り振ること。ただし、公務の運営上<u>必要がある場合</u> _____ は、この限りでない。</p> <p>イ 当番勤務を割り振る日 当番勤務を割り振る日の勤務時間は、午前 8 時 3 0 分<u>から起算して</u>割り振ること。<u>ただし、公務の運営上必要がある場合は、三交替制勤務のうち当番勤務を割り振る日の勤務時間について、別に定める時刻から起算して</u>割り振ることができるものとする。</p> <p>2、3 [略]</p> <p>第 2、第 3 [略]</p> <p>別表（第 1 関係） [略]</p>	<p>第 1 特別勤務職員の週休日及び勤務時間の割振り</p> <p>1 割振り等の要領</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 勤務時間</p> <p>ア 当番勤務以外の勤務を割り振る日 当番勤務以外の勤務を割り振る日の勤務時間は、通常勤務職員の始業の時刻（訓令第 2 条第 1 項ただし書の規定により勤務時間を割り振る場合における始業の時刻を含む。）<u>を起算として</u>割り振ること。ただし、公務の運営上<u>やむを得ない事情がある場合は</u>、この限りでない。</p> <p>イ 当番勤務を割り振る日 当番勤務を割り振る日の勤務時間は、午前 8 時 3 0 分<u>を起算として</u>割り振ること。 _____ _____ _____</p> <p>2、3 [略]</p> <p>第 2、第 3 [略]</p> <p>別表（第 1 関係） [略]</p>

「熊本県警察の被留置者の留置に関する訓令の運用について（通達）」新旧対照表

（下線部分は、改正箇所を示す。）

新	旧												
<p>1～10 [略]</p> <p>11 看守勤務員の勤務(第13条関係)</p> <p>(1) 1当番勤務当たりの看守勤務員の人数は、被留置者の人数に応じ、適宜増減することができる。 [削る]</p> <p>(2) 看守勤務員の勤務は、<u> </u>勤務時間の範囲内で、各留置施設の細目において指定すること。</p> <p>12～76 [略]</p>	<p>1～10 [略]</p> <p>11 看守勤務員の勤務(第13条関係)</p> <p>(1) 1当番勤務当たりの看守勤務員の人数は、被留置者の人数に応じ、適宜増減することができる。</p> <p>(2) <u>当番勤務及び日勤勤務の開始及び終了時刻は、次表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1265 750 1998 885"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>始業の時刻</th> <th>終業の時刻</th> <th>勤務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当番勤務</td> <td>午前 8 時30分</td> <td>翌日午前 8 時30分</td> <td>15時間30分</td> </tr> <tr> <td>日勤勤務</td> <td>午前 8 時30分</td> <td>午後 5 時15分</td> <td>7 時間45分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 看守勤務員の勤務は、(2)の勤務時間の範囲内で、各留置施設の細目において指定すること。</p> <p>12～76 [略]</p>	区分	始業の時刻	終業の時刻	勤務時間	当番勤務	午前 8 時30分	翌日午前 8 時30分	15時間30分	日勤勤務	午前 8 時30分	午後 5 時15分	7 時間45分
区分	始業の時刻	終業の時刻	勤務時間										
当番勤務	午前 8 時30分	翌日午前 8 時30分	15時間30分										
日勤勤務	午前 8 時30分	午後 5 時15分	7 時間45分										